

平成30年度から

国保制度が変わります

都道府県と市町村と一緒に国保を運営します。

国民健康保険制度(国保)は、平成29年度までは市町村が保険者となり運営してきましたが、平成30年度から都道府県も運営に加わることになりました。

なぜ都道府県も運営に加わるの？

国保は、国民皆保険制度の基盤ですが、構造的な課題を抱え厳しい財政状況が続いています。今後も国保を維持していくために都道府県も保険者に加わり国保制度の安定化を図ります。

国保の構造的な課題

- ①年齢構成が高く医療費水準が高い
- ②所得水準が低く保険税(料)の負担が重い
- ③財政運営が不安定になるリスクの高い小規模な保険者が多い

何が変わるの？

都道府県が財政運営の責任主体になります。また、市町村の担う事務の効率化・標準化・広域化を推進し、国保制度の安定化を目指します。

役割分担はどうなるの？

都道府県と市町村は、次のとおり役割分担して国保の運営にあたります。



都道府県	市町村
<p>安定的な財政運営や効率的な事業の実施について、中心的な役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none">● 財政運営の責任主体● 国保運営方針に基づき、事業の効率化、標準化、広域化を推進● 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表● 保険給付費等交付金の市町村への支払い	<p>住民の身近な窓口として、被保険者証の発行や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none">● 国保事業費納付金を都道府県に納付● 資格を管理(保険証などの発行)● 都道府県が決めた標準保険料率などを参考に保険税率を決定● 保険税の賦課・徴収● 保険給付の決定● 特定健診などの保健事業の実施

◎国民健康保険に関する届出・ご相談の窓口はこれまでどおり、役場住民課となります。

【問 合 先】住民課 ☎388-1115